

はじめに

目まぐるしく変化を遂げる今日の社会状況のなかで、私は町長として就任以来、町政を担うにあたっての基本的姿勢として、いつも町民の視点にたち、町民との協働のなかで、心と心をつなぐ活力ある「はほろ」を目標としたまちづくりに取り組んでまいりました。

今年、私に取りまして任期最後の年であります。私たちの先人が築き上げてきた町の産業基盤や文化歴史を継承し、希望の持てる元気な未来づくりのため引き続き、町議会、町民のみなさまのご支援、ご協力を頂きながら、今後も、持てる力を尽くして取り組んでまいります。

21世紀は、情報通信技術の高度化による産業構造の変化、少子高齢社会等の問題を抱えるなか、様々な分野において新たな仕組みへの変化が求められる時代であります。低迷を続けていた日本経済も、ここにきて明るい兆しが見え始めておりますが、

北海道経済はまだ回復への道は厳しい状況であります。

一方、北海道においても、道州制や支庁制度改革をはじめ、財政再建に向けた取り組みを進めるなか、道内での市町村合併があまり進まなかったことから、平成17年4月の合併新法に基づく新たな市町村合併構想の協議が行われております。近いうちに全体像が示される予定であります。我が町の大きな行政課題として避けて通れないものと考えております。

私は、まちの将来像の基本理念を「心と心をつなぐハートコミュニティ」「心と心をつなぐハートコミュニティ」「心と心をつなぐハートコミュニティ」として位置づけ、「地域の自然が育む豊かなまち」「誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち」「安心して魅力的な田舎暮らしができるまち」の3つの目標掲げてまいりましたが、今後も継続して進めるなかで次のことを念頭におき、町政執行に取り組んでまいります。

平成18年度町政執行方針

自立に向けた取り組み

まちの発展には、多くの町民の皆さんと行政とが協働して地域のあり方を真剣に考え、「自主と自立」を基本に個性と創意工夫のあるまちづくりを町民、民間、各種団体、行政の役割分担など地域のあり方とまちの発展を考えながら、議論を重ねていくことが望ましい姿と考えております。

考えております。自らどんなまちの姿を望むのか、多くの町民が、まちづくりの議論に参加「するなかで」希望のまちの姿」を築いていくことが大切であります。今後も情報の共有化などを積極的に進め、行政と町民の信頼関係を深めながら、町民の主體的な活動への環境づくりと支援を進めてまいります。

行財政運営の取り組み

合併協議が不調に終わったことから、まちの進むべき方向は当面、自立の道を選択いたしました。現在進めております「自立プラン」をもとに、自立への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

協働のまちづくりの取り組み

まちづくりには、町民が自ら行動する、自助と地域で支え助け合う、互助、そして行政の「公助」を基本としながら共生のまちづくりが必要と

景気の低迷や国の三位一体改革の影響から、税収の減少や地方財政の根幹をなす地方交付税、補助金などの削減が続く、自治体経営にとりまして厳しい財政運営となっており、財政環境が厳しさを増すなか、これまで、行財政改革の取り組みとして、民間参入や民間委託、事業の評価、職員定数の適正化と人件費の抑制、行政組織の改編など職員とともに知恵を出し、苦労を重ねるなかで行政事務事業の簡素化、効率化を進め、成果を上げてきたところ

であります。

平成18年4月より、さらに行政コストの抑制、住民サービスの向上のため、いきいき交流センター、特別養護老人ホームの管理運営について指定管理者により業務の代行を進めてまいります。今後もこの制度の活用や民間参入なども積極的に進めてまいります。また行政サービスの簡素化、効率化を進めていくためには、事務事業の広域化が必要であり、近隣自治体との広域連携を進めてまいります。

まちの活性化への取り組み

まちの産業振興や住民福祉の施設整備、教育環境などの社会資本整備は、その必要性、緊急性のなかで進めてまいります。まちの活性化や発展には、一人ひとりが持てる能力を発揮できる地域づくり、人づくりが必要と考えております。

当町でも、地域間交流や世代間交流などさまざまな分野で取り組みがなされております。こつした人と人の交流を通じて積み重ねてきた歴史や文化に学び、まちの有効な資源の情報発信の中で、地域の活性化

の取り組みに対して、積極的な支援を図りながら「元気なはほろ」のまちづくりを進めてまいります。

以下、18年度の主な施策について申し上げます。

自然環境

ふるさと「はほろ」の自然環境は、海、山、川と雄大な自然環境に恵まれており、農山、漁村を核に多くの町民に恩恵とやすらぎをもたらす、有効的に活用されています。

このかけがえない地域資源を今後とも最大限に活かし、環境に配慮したまちづくりを進めてまいります。

平成14年4月に羽幌町環境保全条例の制定に向け、環境計画町民会議の皆様には、大変ご苦勞をおかけ致しましたが、平成17年10月環境保全条例と環境を守る基本計画の答申をいただき、今定例町議会で条例をご提案致しました。



今後は、条例・基本計画の趣旨が広く町民の皆様に、ご理解いただくまじよう普及啓発に努めてまいります。

町民会議が行っております、福寿川の水质浄化事業の試みや「プリンせっけん」の普及運動、花で街角を飾る運動、まちあかり運動など、町民自らが考え、自ら行動する運動を積極的に支援し、環境を考える住民意識の醸成と条例・基本計画の普及啓発に、町民と行政が一体となって取り組んでまいります。

北海道海鳥センターは閉館して10年目を迎えますが、センターを中心として更に豊かな自然と生きものが共存する意識の普及啓発に努めてまいります。

特に、ピオトープ公園など子どもからお年寄までが自然と親しむことのできる環境づくりに小中学生や高校生、一般町民が積極的に参加し、一緒に汗を流している活動に、大きな期待をしております。その活動の

支援や子供たちが自然と触れ合うことのできる機会を増やすための努力はもちろんのこと、国定公園天売焼尻の自然を再認識できる事業などを行なうとともに、日本で唯一の海鳥専門施設として独自性を発揮し、自然保護思想の普及啓発活動の拠点施設として、今後とも環境省や北海道と連携して運営してまいります。

高齢者福祉

高齢者が活力に満ちた明るい社会を構築するため、保健、福祉、医療介護等福祉施策の充実と、地域で支えあう福祉の町づくりに向けて、町民皆様の積極的な参加をいただきながら事業を進めてまいります。

いよいよわが国の人口は減少に転じ、少子高齢化への歩みが加速し、本町の65歳以上の人口も30・6%となり、3人に1人が高齢者の時代を迎えております。

在宅自立の生活支援を推進するため、町内会、民生委員、ボランティアなどのご協力とご支援を頂きながら、高齢者の皆さんの自立生活と社会参加の支えとなる、生活支援事業や生きがい対策事業を、今後も内容の充

実を図り継続的に進めるとともに、老人クラブ活動や高齢者事業団をはじめとする高齢者の自主的な活動を支援してまいります。

また、特別養護老人ホーム「しあわせ荘」は、社会福祉協議会に運営委託しておりますが、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、さらなる住民サービスの向上や効果的な管理運営を図ることとしております。

施設の老朽化に伴う建替えについては、平成15年度より福祉施設検討会で協議を重ねてまいりましたが、平成17年度の介護保険法改正により、計画の大幅な見直しを余儀なくされたところであります。3月に予定される第3期介護保険計画に伴う留萌圏域の整備枠が示され次第、道の指導を受けながら福祉施設検討会で協議し、具体的な方向を示したいと考えております。

介護保険サービス事業では、制度の見直しにより新予防給付・地域支援事業などの新たな介護予防システムの確立が求められておりますこと

「シヨン」理念の定着が進み、「自立と共生」のまちづくりに向けて、行政や関係機関が自立支援のための各種福祉サービスを提供しております。

平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行され、障害の種類にかかわらず、自立支援を目的とした福祉サービスの二元化や障がい者の就労支援、利用したサービス量に応じた公平な費用負担、市町村における地域生活支援事業の実施等が定められたところであります。

町としては、障害の状況調査を始め、留萌中部3町村共同による、留萌中部障害者程度区分認定審査会（仮称）を設置し、公平なサービス支給量の決定とサービス利用計画の作成に当たるとともに、障がい者の方々の適切なサービス及び自立と社会参加が進むよう支援してまいります。



から、平成18年度からは、地域包括支援センター」において、高齢者の包括的・継続的なケアマネージメント支援などを進めてまいります。

また、「第3期老人保健福祉計画・介護保険事業計画（平成18～20年度）」を、2月に答申いただいたところでありますが、今後3年間、65歳以上の方の保険料改定をはじめ、高齢者福祉対策の基本となるものでありますことから、答申内容を踏まえて介護サービス事業等の充実と基盤づくりを進めてまいります。

保健事業

保健予防活動の果たす役割は、町民の皆様が心身ともに健康で、生涯にわたる自立と社会参加を可能とし、健康寿命を伸ばすための環境を整備することであります。特に、生活習慣病は、日常生活の改善が最も基本

また、平成18年度中に「市町村障害福祉計画」を策定し、障がい者の方々に対する地域生活支援事業の実施と体制づくりなどについて、関係者のご協力を頂きながら取り組んでまいります。

児童福祉

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化は、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育てられる環境にも大きな影響を与えておりますが、平成17年4月スタートした「はばろ次世代育成支援行動計画」の基本理念を念頭に、次代を担う子どもたちの健全な成長と、子育て支援に視点を置いた取り組みを進めてまいります。

平成17年4月から保育園内に併設した「子育て支援センター」は、60名余りの乳幼児が登録し、週1回育児中の親の交流と育児支援を実施しております。育児不安や悩みを持つ親の関心と期待も高いことから実施場所、回数等の充実を図り子育て支援を進めてまいります。

児童虐待や養育の放棄・怠慢など、子どもをめぐる様々な問題が発生し

平成18年度町政執行方針

的な予防対策であることから、幼児期・若年期から生活習慣の見直しを図るため、食生活や運動・栄養・休養・喫煙などについて、健康教育相談をはじめ、関係機関の協力を頂きながら、母子保健事業の推進や各種健診事業、食生活改善事業、温泉を活用した健康増進など、一次予防に重点を置いた事業を積極的に進めてまいります。

また、発達障害を持つ子供が増加していることから、留萌中部地域母子通園センターにおいて、早期発見と必要な療育支援を行うてまいりました。すこやか健康センター母子療育室では場所が狭いなど、運営に支障を来していたことから、平成18年度から旧羽幌町商工会に移転し、「羽幌町子ども発達支援センター」として、子どもたちの健全な発達に努めるとともに、発達障害に対する地域住民の理解を深めてまいります。

地域医療体制の整備

平成17年7月、町民が待望してありました新道立羽幌病院が、留萌保健医療福祉圏における中核医療機関として診療を開始したところであります。新病院は、病床数が120床、診療科目が12科となり診療機能の充実が図られました。地域センター病院としての更なる医療機能の充実強化に向け、引き続き関係機関に要請してまいります。

また、平成18年度から道立羽幌病院に新たに設けられます「保健医療連携室」や、道立羽幌病院運営協議会を通じて、圏域の医療の向上や地域住民の意見が反映されるよう努めてまいります。

障がい者福祉

障がい者の方々と健常者が共に暮らせる社会を目指すノーマライゼー

ておりますが、防止と早期発見、迅速で的確な対応を図るため、児童に係わる幼稚園、保育所、小中学校をはじめ関係機関の委員・職員による「子育て支援ネットワーク」を充実させ、地域社会全体がそれぞれの役割を担い、連携を密にし、相互協力と情報の共有を進めながら、「子ども・子育てにやさしい羽幌町」の実現を目指してまいります。

国民健康保険事業

本町の約5割が加入する国民健康保険事業は、長引く不況の影響で加入者全体の収入が低下し、それに合わせた保険料の課税額も減少しております。収入の減少による影響から、国保税の滞納額も年々増加しており、収納率の向上は益々厳しい状況にあります。

また、国保加入者の高齢化が益々進み、かかりつけ医を持たず幾つもの病院を受診する「多受診」や、同じ病気で複数の病院を受診する「重複受診」は依然として多く見られ、糖尿病などの「生活習慣病」による医療費の増加も多くなっている状況であります。

広報広聴

町民の皆さんと行政が協働でまちづくりを進めるための判断材料や資料となり得る情報を正しくお知らせするため、毎月発行している広報「はばろ」と、タイムリーな更新ができるホームページを連携し、内容の充実を図りながらそれぞれの利点を活かした情報提供を継続し進めてまいります。

広聴活動につきましては、ホームページや電子メールなどを積極的に活用しながら情報の提供を頂くとともに、「町政懇談会」や「ふれあいトーク」など、地域・産業・世代間の声を聴き、まちづくりに反映させるための体制づくりに努めてまいります。



人づくり事業

平成13年度に本町の特性を生かした独創的で個性的な魅力あるまちづくりを推進し、町民の資質の向上と人材の育成を図るために「人づくり事業基金」を創設いたしております。

この事業は、地域づくりのリーダーとして資質を備えることのできる人づくり、国際化社会における豊かな感性と幅広い視野を備えた人づくり、地域の活性化に関連する人づくりなどの事業を行う個人、団体にに対し費用の一部を助成するものであります。

「まちづくり」は「人づくり」であるとの基本理念のもとに今後とも人づくり事業を積極的に支援してまいります。

農林業の振興

農業 農村の環境は、農産物輸入増加などの競合が進む中、農畜産物の価格は依然として低迷状況にあり

厳しい農業経営を強いられている状況となっております。

当町におきましては、農家戸数の減少や後継者不足及び高齢化などの進行を背景とし、将来性のある未来を拓いていくことが大きな課題であると思っております。

国では、平成19年度から経営所得安定対策等大綱として、担い手をはじめ、法人化や集落営農への明確な支援対策を打ち出した「米の生産調整支援策の見直し」、「品目横断的経営所得安定対策」、「農地・水・環境保

全向上対策」の3事業の展開が予定されており、本町においても取り組みの準備を進めてまいります。

本年度は、国の補助事業に加え、当町単独とする「売れる米づくりの推進」や、「アスパラガス振興対策」のほか、休耕田・畑及び未利用地を活用しながら新しい本町の特産品とし

て取り組んでまいりたい考えから、健康食品として注目されている「ビルベリー」の試験栽培を行ってまいります。

林業の振興につきましては、森林機能が重視されている今日、森林の有する公益的機能の発揮と、産業として希望の持てる林業の確立に向けて森林整備に取り組んでまいります。

また、放置化されている民有林の除間伐等の整備についても、森林整備地域活動支援交付金事業で地域林業の振興に努めてまいります。

農業水利施設の羽幌二股ダム及び羽幌ダムに係る関連施設の維持管理であります。水利施設は地域農業の生産性の向上や多面的機能を有しており、施設機能の適切な維持管理を図ってまいります。

羽幌二股ダムについては、造成後27年が経過し、施設の取水塔に腐食

水産業の振興

新たな時代に対応した水産業の改革の動きが、水産基本法制定を契機に活発化しており、その活動の基本を成す組織基盤強化のために、平成16年北るもい漁業協同組合が誕生したところであります。

合併後は初年度、翌年度ともに販売取扱高は50億円を突破し、計画を達成して順調な船出となりましたが、魚種や地域によって明暗が分かれ依然として魚価安や燃油の高騰といった厳しい情勢は漁業経営を圧迫しつづけています。

そのため漁業経営の安定と水産資源の持続的な供給を目的とする栽培漁業の取り組みは、誰もが願う重要な課題であり、栽培漁業羽幌センターの供給するヒラメ、ニシンの種苗放流事業や、羽幌町ウニ種苗センターで行われるヒラメの中間育成事業にも協力しながら、資源の維持増大に努めてまいります。

また、浅海資源の維持増大に関しては、引き続き離島漁業再生支援交付金を利用する中で、両島においてウニ種苗の放流や移植、漁場管理などを行い、離島漁業の活性化を図るた

平成18年度町政執行方針

商工振興対策

め種苗供給基地である羽幌町ウニ種苗センターの整備も行い、安定供給に努めてまいります。

日本経済の景気は「ゆるやかに回復している」と言われておりますが、先行きは未だに不透明で、中小企業にとっては、厳しい状況が続いております。

観光振興

平成17年は、従来からのメディアの活用や地道なPR活動により、観光客の入り込み増加に期待を寄せておりましたが、景気低迷や「愛知万博」の開催等により、道内全体の入り込みが減少したことに加え、知床の「世界自然遺産登録」や動員数が大幅に増加した「旭山動物園」の影響等により、本町の観光客の入込みは減少したところであります。



一方、これまで誘致に取り組んでまいりました成果としまして、本年6月に茨城県の「水戸農業高等学校」の生徒が修学旅行で来町する予定となっております。

また、8月には5000トンの大型客船「クリッパードゥッセイ号」が13年ぶりに天売島沖に停泊し、乗船客はボートで天売島に上陸する予定であります。美しい自然と風情を存分に満喫していただき、少しでも観光土産品の販売につながることを期待しております。

修学旅行のほか、まちの活性化を図るため、各種研修や大会等の誘致と関係施設や観光資源の情報発信について、観光協会はもとより、関係機関との連携により取り組んでまいります。

なお、本年4月から指定管理者制度に移行される「いきいき交流センター」につきましては、指定管理者の専門ノウハウによる「サービスの向上」とに期待し、通年・滞在型観光を目指してまいります。

労働対策

最近の雇用情勢は回復基調にありながらも、北海道の完全失業率は全国と比べ高く推移しており、平成17年12月現在は5・3%でありました。

雇用の創出については、国や北海道による既存の制度を有効に活用すべく、関係機関等への積極的な情報提供に努めるほか、地域の実情や特色を活かす恒久的な支援制度の創出や地域経済を活性化させるための抜本的な対策が求められることから、引き続き関係機関に要請してまいります。

町営住宅

公営住宅整備については、築後30年以上の老朽住宅を多く抱えていることから、再生マスタープランに基づいた建替や補修を計画的に行って

町内循環バス「ほっと号」

町内循環バス「ほっと号」は、医療機関への通院や健康増進のために、はばる温泉サンセットプラザを利用するお年寄りなどの交通弱者の足としてスタートしたものであります。

費用対効果の面から効率的な事業運営を図らなければなりません。が、町としては住民の皆様にご利用しやすい循環バスを目ざして、これまで停留所の増設や移設を行うほか、利用者アンケートを元に運行時間を変更するなどの改善を図ってきたところであります。

平成17年5月より乗り降り自由の「フリー乗降」の開始といった新たな

取り組みにより、利用者も増加しております。

今後とも利用者ニーズを適切に捉え地域の足として定着するよう努めてまいります。

水道事業

水道事業では、第7次施設整備拡張基本プラン事業が平成16年3月に、簡易水道事業では、焼尻簡易水道の浄水施設・取水施設の増補改良事業が平成15年7月にそれぞれ完成したことから、今後とも、安全でおいしい水道水の安定供給に重点をおき、財政健全化とコストの低下に努め水道事業を運営してまいります。

平成18年度町政執行方針

まいります。

また、継続事業であります朝日団地の整備は5年目になり、本年も木造平屋5棟10戸の建設を予定しており、併せて小規模団地の用途廃止を促進するため、南町A団地4棟16戸の解体を行なう計画としております。

一方、地方の自主性と創意工夫を生かした住環境の整備を推進する地域住宅計画が求められておりますことから、今年度において同計画の基礎となる住宅マスタープラン及びストック総合活用計画の策定を行い、多様なニーズに対応できる住宅施策を進めてまいります。

港湾整備

港湾は本町の振興・発展を図る上で重要な施設であるほか、羽幌・天売・焼尻を結ぶ玄関口として貴重な役割を果たしており、将来の有効利

用に向けた整備と、適切な維持管理に取り組んでいく必要があります。18年度につきましても、第10次港湾整備計画により、引き続き整備を進めてまいります。

羽幌港においては、港内静穏度を高めるための北防波堤延伸工事、災害に強い港づくりのための耐震岸壁の整備を継続して行っております。また、天売港においては、港内静穏度の向上を目指して北防波堤の整備を継続するほか、係留施設の利便性を高めるための船揚場の改良が終了する予定となっております。



下水道事業

平成17年12月末の認可計画面積における進捗率は68%に達しており、また、水洗化率は36%であります。平成18年度は、緑町及び北町地区を中心に引き続き汚水管の整備を実施するとともに、羽幌浄化センターで17年度から実施しております、水処理施設の機械・電気設備の増設工事（1池分）が今秋に完了する予定であります。

ごみ収集処理

平成14年度にごみの分別収集を始めてから3年が経過いたしました。この間、ごみの分別や再資源化には、町民の皆様が多大なご理解とご協力をいただき、お陰さまで、収集業務・処理業務とも順調に運営されているところであります。

町のごみの排出量については、平成17年12月末の集計を見ますと、全体でおおよそ3000トン。1世帯あたり740kgのごみが排出されております。

今後とも、ごみの減量化やリサイクルの推進に取り組み、不法投棄の

防止啓発や「ごみゼロ社会を目指したまちづくり、環境保全の推進に努めてまいります。

むすび

「官」から「民」、「国」から「地方」への分権型社会に向け、国と地方の関係に大きな変化が生じるなか、団塊の世代が現役を退いた後の高齢社会と人口減少時代の到来は、年金医療、介護等の総合的な福祉対策やまちの経済活動への影響など多くの課題を抱えております。

こつとした状況を踏まえ、まちの発展に尽力して行かなければならないものと、決意を新たに致しております。

今後とも町民の皆様への直接的、間接的なご負担や痛みを避けて通れないものと考えますが、故郷はほるを思う全ての町民が「帰ってきてよかった」「住んでいてよかった」「住みたくなる」まちづくりを目指し、最小の経費で最大の効果を上げながら職員ともども知恵を出し、汗をかきながら、引き続き一層の努力をしてまいります。

(平成18年3月7日 第1回羽幌町議会定例会)

